

保育所の利用者負担（保育料）基準額表

（令和7年4月1日適用）

各月初日の世帯の階層区分			利用者負担の月額（円）				
階層区分	定 義		3歳以上児	2・1歳児		0歳児	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等		(副食費) 0	0	0	0	0
第2階層	町民税非課税世帯			0	0	0	0
第3階層	町民税課税 (均等割のみ)	ひとり親世帯等		9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
		上記以外の世帯		14,250 (7,120)	14,150 (7,070)	14,250 (7,120)	14,150 (7,070)
第4階層	所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等		9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
		上記以外の世帯		19,300 (9,650)	19,100 (9,550)	19,300 (9,650)	19,100 (9,550)
第5階層	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等		9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
		上記以外の世帯		27,000 (13,500)	26,650 (13,320)	27,000 (13,500)	26,650 (13,320)
	57,700円以上 97,000円未満			27,000	26,650	27,000	26,650
第6階層	97,000円以上 169,000円未満		(副食費) 4,800	40,050	39,520	40,050	39,520
第7階層	169,000円以上 301,000円未満			48,800	48,050	48,800	48,050
第8階層	301,000円以上 397,000円未満			64,000	63,050	64,000	63,050
第9階層	397,000円以上			78,870	77,670	83,200	81,950

※児童の年齢は、年度の初日の前日の満年齢で、年度途中に変わることはありません。年度途中の入園の場合においても同様となります。

※「ひとり親世帯等」とは、母子（父子）家庭の世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等をいいます。

※（ ）内の額は、所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等の世帯は77,101円未満）の世帯で、小学生以上の兄・姉がいる場合の、兄・姉の次の年長者が支給認定子ども（入所児）であるときの利用者負担の月額となります。

※児童が2人以上入所している場合等の2人目以降は、無料となります。

利用者負担（保育料）の決定時期

月 別	算定基準となる税額	通知時期	階層決定
4月分から8月分	前年度の町民税課税額	4月	利用者負担の階層は、子どもと生計を一にしている保護者全ての方の町民税の合算額で決定します。
9月分から3月分	本年度の町民税課税額	9月	